

平成 28 年 6 月 11 日

株 主 各 位

東京都文京区本郷 3 丁目 27 番 12 号
オ カ モ ト 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 岡 本 良 幸

「第 120 回定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

当社「第 120 回定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に訂正すべき点がございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

記

1. 訂正箇所

(1) 株主総会参考書類 29 頁、30 頁
第 2 号議案 定款一部変更の件

(2) 株主総会参考書類 58 頁
第 8 号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針承認の件

2. 訂正内容（訂正箇所は二重線で表示しております。）

(1) 第 2 号議案 定款一部変更の件

【訂正前】

現行定款	変更案
第 1 章 総則 第 1 条～第 3 条（ 省略 ） （ 機 関 ） 第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>	第 1 章 総則 第 1 条～第 3 条（ 現行どおり ） （ 機 関 ） 第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> （ 削除 ） 3. <u>会計監査人</u>
第 2 章 株式 第 6 条～第 8 条（ 省略 ）	第 2 章 株式 第 6 条～第 8 条（ 現行どおり ）

【訂正後】

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第3条（ 省略 ） （ 機 関 ） 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u> <u>第5条（ 省略 ）</u> 第2章 株式 第6条～第8条（ 省略 ）	第1章 総則 第1条～第3条（ 現行どおり ） （ 機 関 ） 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 <u>2. 監査等委員会</u> （ 削除 ） <u>3. 会計監査人</u> <u>第5条（ 現行どおり ）</u> 第2章 株式 第6条～第8条（ 現行どおり ）

（2） 第8号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針承認の件

【訂正前】

4. 独立性の高い社外者の判断の重視
- （ 省 略 ）

【訂正後】

4. 独立性の高い社外者の判断の重視
- （ 省 略 ）

5. デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ 7.「本プランの適用開始、有効期限、継続および廃止」にて記載したとおり、本プランは、当社の取締役会により廃止することができるものとされており、当社株式の大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。したがって本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

以 上